

2026年1月16日

愛知県知事 大村秀章 様

愛知県子ども・子育て会議（愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会）御中

名古屋市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 吉住 隆弘

委員 川口 洋誉

同 北川 喜郎

同 谷口由希子

同 間宮 静香

愛知県子どもの権利条例制定に関する意見書

私たちは、子どもの権利を守る文化と社会をつくり、子どもの最善の利益を保障するために制定された名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づく名古屋市子どもの権利擁護委員です。現在検討されている愛知県子どもの権利条例について、子どもの権利保障の観点から以下の意見を述べます。

第1 意見の趣旨

1. 子どもの権利条例制定について子どもの委員を選任し、子どもの委員とともに条例案を策定すること
2. 具体的な子どもの権利を条例に列挙すること
3. 条例に独立した子どもの権利擁護機関の設置を位置づけ、名古屋市子どもの権利擁護委員など基礎自治体の子どもの権利擁護機関と連携すること

第2 意見の理由

1. 子どもの委員を選任し、子どもとともに条例案を策定すること

(1) 子どもの意見を聽かれる権利、参加する権利の位置づけ

子どもの権利条例は、子どもの権利を保障し、子どもの権利が守られる社会への変革のためにその必要性が認識され、全国で条例の成立が進んでいます。

子どもは、基本的人権が保障されているにもかかわらず、これまで権利の主体として認識されず、自分に関わることについてもその決定や検討過程の議論に参加することができない状況にありました。子どもの権利条約12条では、子どもの意見を聽かれる権利を保障しています。この権利は、子どもの参加する権利、自己決定権及び手続保障の権利でもあると解釈をされ

ています。

これを受け、こども基本法 3 条 3 号及び 4 号では、こども施策の基本理念として、子どもの意見を聽かれる権利を保障し、その意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先されることを求めていきます。

(2) 子どもの参加する権利の保障

愛知県が制定する子どもの権利条例の制定過程においても、子どもの参加する権利は重要です。愛知県では条例に関して子どもに意見を聞くワークショップを 12 月に開催されたようですが、この 1 回のみの意見聴取であるならば、ロジャー・ハートの「参画のはしご」の「形だけの参画」になりかねません（「子どもの参画」萌文社、2000 年、41-56 頁）。これは、非参画の段階と評価されており、子どもの参加する権利が保障されているとは言えません。例えば、条例案について子どもたちが意見を出してつくる、前文を子どもたちの言葉でつくるなど、豊田市、世田谷区、福岡県那珂川市など他の自治体では子どもの参加する権利を保障する形での条例制定がなされ、子どもの意見聴取や反映方法について具体的な情報も公開されていますので、先行自治体の実践を活かした子ども参加を検討してください。

子どもの参加する権利を保障しながら子どもの権利条例を制定するには、子どもとの継続的な対話が必要不可欠です。そのために、子どもの権利条例策定に関わる子どもの委員を募集し、子どもの委員と大人とが対話をしながら子どもとともに条例をつくることを求めます。

これらの子ども参加や子ども委員の選定にあたっては、子ども一人ひとりの置かれている環境や状況に配慮し、多様な背景をもつ子どもたちが幅広く参加できるよう機会の確保に努めてください。また、多数派・少数派といった構図が生じ、子ども同士の分断が生まれることのないよう、十分に留意してください。

2. 具体的な子どもの権利を条例に列挙すること

(1) 権利記載の必要性

子どもの権利条約 42 条では、子どもの権利条約を子どもや大人に知らせる義務が締約国に課されています。こども基本法 15 条でも、こども基本法及び子どもの権利条約の趣旨及び内容について、国民に周知を図ることとされています。

子どもの権利条例によって権利を知り、行使するのは子どもたちです。また、子どもの権利を保障する義務があるのは自治体を含む大人たちですが、その大人たちも子どもの権利を知らない現状があります。こども家庭庁が公表した「児童の権利に関する条約の認知度調査（簡易版）令和 7 年 3 月」によると、子どもの権利条約の内容をよく知っている大人は 3.7%、内容を少し知っている大人は 13.1% しかおらず、このまでは子どもの権利を保障することができません。子どもが権利を知り、大人が子どもの権利を保障するには、子どもにどのような権利があるのかを条例の中で明示する必要があります。具体的な権利の規定（「権利カタログ」と言います）のない自治体では、「子どもの権利を尊重します」と子どもに啓発しながら、どのような具体的な権利があるかを示すことができません。それでは、子どもも大人も具体的にど

のように子どもの権利を保障すればよいのか知ることはできません。したがって、子どもの権利条例に権利カタログは必要です。

(2) 地域における違い

子どもの権利条約の条文の一部を権利カタログに利用するという選択もありますが、自治体が子どもの権利条例をもつことの意味のひとつに、その自治体の実情に応じた子どもの権利保障が可能となることがあります。特に学校教育分野は各教育委員会が条件整備を行うこともあり、自治体によって大きな違いがあります。また、愛知県内であっても都市部か地方部では課題となる子どもの権利が異なる場合もあります。

そのため、愛知県の子どもたちにとって必要な子どもの権利を、愛知県に住んでいる子どもの声を聴きながら条例に列挙することが、子どもの権利保障の観点からも必要です。

3. 条例に子どもの権利擁護機関の設置を位置づけ、名古屋市子どもの権利擁護委員など基礎自治体の子どもの権利擁護機関と連携すること

(1) 権利擁護機関設置の必要性

子どもの権利を保障する社会にするためには、独立した子どもの権利擁護機関の設置は不可欠です。子どもに権利がある、保障すると条例で伝えながら、権利が侵害された場合の救済手段をもたないことは無責任と言わざるをえません。国連子どもの権利委員会も一般的意見2号で子どもの権利を保障する社会するために子どもの権利擁護機関の設置を求めるとともに、日本に対する総括所見においても、権利擁護機関の設置が勧告されています。

日本弁護士連合会も、2024年10月に愛知県知事に対し、「子どもの権利条約を踏まえ、子どもの権利保障のために、地方公共団体の子どもの相談救済機関及び国の子どもの権利に関する政府から独立した人権機関の設置推進を求める意見書」を提出しており、その必要性は意見書からも明らかです。

実際に、都道府県単位においても少なくとも既に5県が子どもの権利擁護機関を設置しており、うち、埼玉県、山梨県、滋賀県は専用の相談窓口を開設し、対応を行っています。

(2) 愛知県で子どもの権利擁護機関を設置する必要性

現在、愛知県内の基礎自治体のうち、子どもの権利擁護機関を条例上設置しているのは8自治体ですが、独立した専門の相談室をもって稼働しているのは、豊田市及び名古屋市のみです。

名古屋市は、数多くの子どもに関する相談窓口を設置していますが、それでも子どもの権利相談室「なごもっか」には、2024年度は初回の相談が434件あり、その約半数の相談は子どもからです(2024年度延べ相談件数は3600件)。それらの相談を蓄積した結果必要な事項については擁護委員による発意を行い、制度を改善し、子どもの権利が保障される社会になるよう働きかけています。県の所管である県立高校に関する相談や、県が監督権限を持つ私立学校での人権侵害の相談も少なくありません。例えば、2024年度に申立てを受けた私立高等学校入試において合理的配慮を拒否されたという事例がありました(名古屋市子ども

の権利擁護委員「2024 年度名古屋市子どもの権利相談室なごもっか活動報告書」20-21 頁)。私たちは愛知県私学振興課にも働きかけましたが、県に対する条例上の強制的な根拠を持たない私たちは、十分な対応をしてもらうことはできませんでした。また、申立人が合理的配慮を求めた学校のうち 1 校は名古屋市外の私立高校でしたが、配慮を求めた名古屋市内の私立高校に比して、合理的配慮が不十分な結果となりました。

名古屋市及び豊田市以外の自治体に居住している子ども、また名古屋市や豊田市在住の子どもであっても、市外の学校に通って権利侵害が生じた場合や県の施設で権利侵害が生じた場合、基礎自治体の権利擁護機関では十分な対応ができません。住む場所、通う場所によって人権侵害が起きても救済されないというのは、子どもの権利を保障する上で不平等であるといえます。子どもからの相談を受け、救済及び制度改善を行っている立場から、愛知県の条例で定めた子どもの権利擁護機関の設置を強く求めます。

(3) 設置において必要な制度設計

子どもの権利擁護機関が、社会における子どもの権利を促進するためには、中核的機能として①個別救済機能、②制度改善機能、③広報啓発機能が発揮できる活動が条例上制定されることが必要です。また、制度改善機能を発揮する補助的機能として、モニタリング機能及び情報収集機能を行う活動が規定されなければなりません。

また、子どもたちからの相談を受けるためには、行政の他の相談窓口とは別に、守秘義務が厳守される第三者機関としての専用の相談窓口の開設は必要不可欠です。そのための人員確保と予算も必要となります。

それらに加え、上述のように、管轄が県であっても、子どもたちからの相談は、基礎自治体の権利擁護機関にくる場合もあります。したがって、県の子どもの権利擁護機関と基礎自治体の権利擁護機関との連携をとれるような制度設計がなされることを望みます。

(4) 子どもの権利保障に向けた連携について

愛知県がこれから条例策定や制度設計を進めていくにあたり、参考になるのであれば名古屋市子どもの権利擁護委員から名古屋市子どもの権利擁護機関の概要やこれまでの活動内容、活動と条例との関係などを説明させていただくことも可能です。あわせて、設置の前及び設置後に、子どもの権利保障を実現する仲間として、連携の在り方について、ともに学び合い、定期的な意見交換の機会を設定いただきたいと思います。